

# 第 1 章

## 計画の概要

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

令和5年の福岡県の出生数は33,942人と過去最低を記録し少子化が進展する中、同年の児童虐待の件数は●件、不登校の児童生徒は●件となっており、また、いじめや自殺、子どもの貧困など、子どもをとりまく課題は、ますます多様化し、相互に関連しあっています。

令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、国は、全ての子どもが権利を保障され、健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会づくりを目的に、従来の3つの個別大綱である「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を「こども大綱」に一元化しました。

そこで福岡県では、これまで個別に策定してきた「福岡県青少年健全育成総合計画(福岡県青少年プラン)」、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」、「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」等の子どもに関する計画を一本化した「福岡県こども計画」を策定しました。

計画が目指す姿を実現するため、県の取組のみではなく、学校や市町村、地域で子どもに関する支援を行う関係者や団体の皆様とも連携し、子どもの意見に真摯に耳を傾けながら、県のこども施策を総合的に推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

○本計画は、こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画として策定します。

○また、同条第4項に規定されているとおり、県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく都道府県計画、その他こども施策に関する以下の計画と一体的に策定します。

- ◆次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画
- ◆子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- ◆国の社会的養育推進計画策定要領に基づく都道府県社会的養育推進計画
- ◆母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ◆国の成育医療等基本方針に基づく計画

### こども基本法第10条

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(略)

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

### 子ども・若者育成支援推進法第9条

都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

### 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条

都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

### 3 計画の期間

2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間とします。

### 4 計画の推進体制

#### (1)県の推進体制

本計画の推進のためには、福祉・労働、保健・医療、教育、建築、警察等幅広い関係部局による多方面にわたる取組が必要です。

このため、知事を本部長とする「子育て応援社会づくり推進本部」の下、関係部局間の連携を図り、効果的に施策を推進します。

#### (2)審議会の設置

本計画を推進するためには、行政はもとより、幅広い関係団体・者による取組が必要です。

行政、事業主、子育て支援団体、保健・医療・福祉、教育、労働等の幅広い関係者や学識経験者などで構成する福岡県こども審議会を設置し、計画を推進します。

### 5 対象とする「こども」の範囲

本計画における「こども」とは、こども基本法における定義に合わせ、「心身の発達の過程にある者」とします。

なお、「こども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合(既存の予算事業名や組織名等)
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

## 6 第2期子ども・子育て応援総合プラン、第6次青少年プラン及び 第2期子どもの貧困対策推進計画の検証

- 県では、国の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、3つの計画を策定し、様々な施策を実施。
- 計画の実効性を確保するため、各計画において数値目標を設定し、施策の進捗を管理しており、状況は次のとおり。

【数値目標の進捗状況】

計画名（計画期間）	目標数	○	△	×
ふくおか子ども・子育て応援総合プラン(R2～R6)	40	30	7	3
福岡県青少年健全育成総合計画(R4～R8)	43	22	14	7
福岡県子どもの貧困対策推進計画(R3～R7)	19	11	4	4

※ ○…順調 △…低調 ×…後退

- 少子化の流れを食い止めることを目指し、結婚応援や子育て支援の充実等に取り組んだ「子ども・子育て応援総合プラン」では、保育所の待機児童が1,232人(R1)から56人(R5)と5年間で大幅に減少した一方で、合計特殊出生率が、1.49(H30)から1.26(R5)と0.23ポイント減少し、少子化に歯止めがかかっていない。
- こどもが権利の主体であることの明確化及び家庭養育優先の原則の徹底を目指した「社会的養育推進計画(子ども・子育て応援総合プランの個別計画)」では、ファミリーホームが6か所(H30)から13か所(R5)と約2倍に増加した一方で、「虐待等により家庭で暮らせない子どもの里親への委託率」(R5)は、平成30年度から増加したものの、目標に届いていない。
  - ・3歳未満 10%→31.5%
  - ・就学前 16%→30.6%
  - ・就学期以降 23%→28.8%
- 「豊かな心と志を持つたくましい青少年」像を目指した「青少年健全育成総合計画」では、アスリートの遠征・合宿費用の助成や理数系科目に係る教育の充実により、国民体育大会や「科学の甲子園」では、それぞれ11位(R1)から7位(R5)、13位(H29～R2の平均)から10位と上昇するなど、一部改善した項目が見られた一方、「10代の1,000人あたりの刑法犯少年数」は2.5人(R2)から3.1人(R5)と増加。
- 「子どもの貧困対策推進計画」では、こどもが経済的な理由で進学を諦めるようなことがないよう取り組んだところ、児童養護施設の子どもの大学進学率は24.2%(R1)から45.9%(R5)と約2倍に増加した一方で、生活保護世帯の子どもの大学進学率は40.5%(R1)から34.7%(R5)と5.8ポイント減少した。

## 7 基本的な考え方と基本方向

### ○こども計画が目指す福岡県の姿

**全てのこどもが 夢や希望をもち  
たくさんの笑顔で暮らせる 福岡県**

### ○基本的な考え方

- こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図る
- こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 予測困難な時代をこどもが生き抜く力を育成する
- 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにする
- 若い世代が家庭や子育てに夢や希望を持ち、その希望がかなえられるよう生活の基盤の安定を図るとともに、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む

### ○基本方向(4つの柱)

#### I 全てのこどもが持つ権利の保障

こどもを権利主体として認識し、こどもが、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保され、年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう支援するとともに、社会の理解促進に取り組むことによってこどもが持つ権利を保障する。

#### II 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成

こどもの状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。  
一人ひとりが自分の可能性に気づいて、その能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながらはばたくことができるよう、失敗を恐れず夢に向かって果敢にチャレンジすることを応援する。

#### III きめ細かな対応が必要なこどもへの支援

全てのこどもが幸せな状態で成長できるよう、困難な状況におかれているこどもを、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かく支援する。

#### IV 結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援

若い世代が結婚や子育てに夢を抱き、その希望がかなえられるよう、若い世代の経済的、社会的自立を促進するとともに、地域社会全体で結婚応援を推進する。  
家庭や地域、職場において、子育てへの理解が深められるとともに、安心して、また、喜びを持ってこどもを産み育てができるよう、子育てをみんなで支える社会づくりを進める。

## 8 政策目標

檢 討 中

## 9 施策体系

### I 全てのこどもが持つ権利の保障

- 1 こどもが権利主体であることの社会全体での理解促進
- 2 こどもの意見表明とその尊重

### II 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の応援

- 1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療等の提供
  - ① 妊娠前からの出産に向けた支援
  - ② 妊産婦等への保健医療施策の充実
  - ③ 小児医療・乳幼児保健対策の充実
  - ④ 慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援
- 2 幼児教育・保育の充実
- 3 こどもの生きる力の育成
  - ① 学力の向上
  - ② 豊かな心の醸成
  - ③ 人権意識の醸成
  - ④ 健やかな体の育成
  - ⑤ 食育の推進
  - ⑥ 教育環境の整備・充実
- 4 こどもの成長を支える環境の整備
  - ① インターネット適正利用の推進
  - ② 犯罪被害・性暴力等からこどもを守る環境整備
  - ③ 安心して外出できる環境づくり
  - ④ 非行の防止と自立支援
- 5 グローバル社会で活躍を目指すこどもの応援
  - ① 世界にはばたくこどもの応援
  - ② 異文化理解力と外国語能力の向上
- 6 こどもの新たなチャレンジの応援
  - ① 個性や能力を伸ばそうとすることの応援
  - ② 次世代のリーダーとなるこどもの応援
  - ③ 次世代の競技者や芸術家の支援
  - ④ 様々な分野で担い手となるこどもの応援
- 7 若者の社会的自立を支える取組の推進
  - ① キャリア教育の推進
  - ② 若者の就労支援の充実
  - ③ 高等教育の就学支援、高等教育の充実
  - ④ 進路等相談体制の充実
- 8 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進
  - ① 遊びや体験活動の推進
  - ② 社会参画の推進
  - ③ こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
- 9 居場所づくりの推進
  - ① 全てのこどもの健やかな成長につなげる居場所づくり
  - ② 様々なニーズや特性をもつこどもの居場所づくり

### III きめ細かな対応が必要なこどもへの支援

- 1 児童虐待の防止
  - ① 児童相談所の相談体制の強化
  - ② 市町村と関係機関との役割分担及び連携の推進
  - ③ 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施
- 2 社会的養護の充実
  - ① こどもの権利擁護の強化
  - ② 家庭と同様の環境における養育の推進
  - ③ こどもの自立支援の推進
- 3 貧困の状況にあるこどもへの支援
  - ① こどもの教育に関する支援
  - ② こどもの生活の安定のための支援
  - ③ 保護者の就労支援
  - ④ 経済的支援
- 4 ひとり親家庭への支援
  - ① 生活と子育ての支援
  - ② 就業支援
  - ③ 養育費の確保支援
  - ④ 経済的支援
- 5 障がいのあるこどもへの支援
  - ① 障がいのあるこどもの育成
  - ② 特別支援教育推進体制の整備
- 6 いじめ、不登校、ひきこもり等に対する取組の推進
  - ① いじめの防止
  - ② 不登校等に対する取組の推進
  - ③ ひきこもりに対する取組の推進
  - ④ 自殺対策
- 7 ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援
  - ① ヤングケアラーへの支援
  - ② 性的マイノリティのこどもへの支援
  - ③ 外国人のこども等への支援

### IV 結婚・子育ての夢や希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援

- 1 次代の親の育成
- 2 若い世代の生活の基盤の安定への支援
  - ① きめ細かな就職支援
  - ② 所得向上に向けた支援
- 3 出会い・結婚応援の推進
- 4 子育て世帯の経済的負担の軽減
  - ① 全ての子育て家庭への経済的負担の軽減
  - ② きめ細かな対応が必要な家庭への経済的支援
- 5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり
  - ① 働きながら子育てできる環境づくり
  - ② 働き方改革の推進
  - ③ 職場・家庭における男女共同参画の推進
- 6 地域、家庭でこどもを育む環境づくり
  - ① 地域全体でこどもを育てる取組の促進
  - ② 家庭教育支援の充実
  - ③ 子育てしやすい住環境づくり